

議案第168号

指定管理者の指定について（大阪市立総合生涯学習センターほか2施設）

大阪市立総合生涯学習センターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 センターの名称

大阪市立総合生涯学習センター

大阪市立阿倍野市民学習センター

大阪市立難波市民学習センター

2 指定管理者

大阪市中央区船場中央4丁目1番10-203号

大阪教育文化振興財団・S P S共同事業体

構成員 一般財団法人 大阪教育文化振興財団

サントリーパブリシティサービス株式会社

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、大阪市立阿倍野市民学習センターについては、令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

大阪市長 松井一郎

説明

総合生涯学習センターほか2施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 省 略